

2009.3.6  
中小企業庁広報室

中小企業施策の広報について、以下の取組みを実施。

## I. 関係機関との広報における連携

「緊急保証制度」・「生活対策」の広報（2008年11月）

1. 本省、経済産業局、他省庁を通じて関係団体等の広報媒体への掲載を依頼
2. 経済産業局長から管内の全自治体に協力依頼文書を発出し、協力を依頼
3. 商工会・商工会議所に対し、全会員への中小企業庁・金融庁の合同作成チラシの配布を依頼(255万部)

## II. 大臣などによる全国訪問プログラム

大臣、両副大臣、両政務官が2008年11月～12月にかけて全国を訪問

## III. 広報ツールの拡大

1. テレビ、ラジオ、広報チラシ、新聞・雑誌広告、新聞折り込みチラシなど各種の広報手段を活用（2009年2月～3月。別紙1～3参照）
2. 上記広報のwebにおける二次活用  
広報チラシは中小企業庁HPから追加申し込み可能。テレビCMはHPで動画配信。



## IV. 新規広報媒体の開拓

「モバイル中小企業庁」を開設、携帯メルマガの配信開始（2008年10月）  
（別添参照）

## V. 新規配布ルート

政府広報誌Cabiネット配布先へのチラシ挟み込み（新幹線・空港など）

## VI. わかりやすさの向上

1. 広報チラシの左肩に共通の目印
2. 文字を大きくし、写真・イラストを多用
3. 重点施策は、特設サイトを設け、固有のバナーを作成して広報に活用